

## 佐賀県告示第 380 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 3 年度木材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和 3 年 10 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木小 第11号	令和3年 9月17日	変更前	小城市三日月町織島3134番1	親永産業株式会社	代表取締役 志岐 直哉
		変更後	〃	〃	代表取締役 中町 寿男